

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料は未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

※免除の了承を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【平成29年度の月額保険料】

| | 全額免除 | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
|-----|----------|----------|---------|----------|
| 免除額 | 16,490 円 | 12,370 円 | 8,240 円 | 4,120 円 |
| 保険料 | 0 円 | 4,120 円 | 8,250 円 | 12,370 円 |

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除の申請は、過去2年間（申請月の2年1か月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、平成29年9月に申請する場合は、平成27年8月までさかのぼって申請できます。

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は役場町民課窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、役場町民課の国民年金担当窓口に提出してください（郵送も可）。

※納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

将来の年金受取額を増やすために

免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。

「追納制度」とは、免除の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができるという制度です。例えば、平成29年9月に追納する場合は、平成19年9月以降の期間が追納できます。

追納を行う場合は申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。



マチを好きになるアプリ

マチイロ

行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

ダウンロードはこちらから





＼ 知名町がもっと身近になる機能が盛りだくさん! /

1 役立つ行政情報を見逃さない!



2 自分に合わせた情報が届く!



3 いろいろなマチの魅力をお届け!



※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで